

京都市告示第7 4 6号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市崇仁老人デイサービスセンター及び京都市下京東部地域包括支援センター	京都市中京区河原町通三条上る 下丸屋町423番地 社会福祉法人カトリック京 都司教区カリタス会	令和8年4月1日 から令和14年3 月31日まで

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)